

平成 22 年度第 6 回天塩町農業委員会総会議事録

招集年月日	平成 22 年 9 月 28 日 (火)		
招集場所	天塩町役場 3 階委員会室		
開閉日時 及び宣告	開 会	平成 22 年 9 月 28 日(火) 午前 10 時 00 分	
	議 長	会長 笠 井 守	
	閉 会	平成 22 年 9 月 28 日(火) 午前 10 時 45 分	
	議 長	会長 笠 井 守	
応召招集委員 及び出席委員 並びに欠席委員  出席 10 名 欠席 1 名  (凡例) ○ 出席 ● 欠席	議席番号	氏 名	出欠別
	1	荒 瀬 誠	○
	2	利 木 正 春	○
	3	鈴 木 忠 和	○
	4	鹿 野 誠 一	○
	5	山 本 俊 栄	○
	6	佐 藤 博 幸	○
	7	奥 山 稔	○
	8	長 能 光 博	●
	9	後 藤 忍	○
	10	宍 戸 栄 一	○
	11	笠 井 守	○
議事録署名委員	議席番号	6 番 佐 藤 博 幸 7 番 奥 山 稔	
職務のため議場に出席 した者の職氏名	事務局長	四十物 勇	
	総務係長	杉 澤 公 也	

## 平成22年度第6回天塩町農業委員会総会

議長 ただいまの出席委員は、10名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから平成22年度第6回天塩町農業委員会総会を開催します。

議長 これから本日の会議を開きます。

はじめに、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、会議規則第15条第2項の規定により議長において

6番 佐藤博幸君

7番 奥山稔君

を指名します。

次に、会期決定の件を議題といたします。

本総会の会期は、本日一日間としたいと思っております。これにご異議ありませんか。

全員 異議なし。

議長 異議なしと認めます。

従って、本総会の会期は本日一日間と決定しました。

議長 次に、議案第1号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。

事務局より内容の説明を求めます。

事務局 ただいま議題となりました議案第1号「農地法第5条による許可申請について」ご説明申し上げます。

1件目の案件よりご説明申し上げます。

別記第4号様式 意見書の書式に基づいてご説明申し上げます。

貸主は となっております。借主については、 となっております。土地については、 となっております。転用面積については、9,340㎡となっております。転用目的は砂利採取で、工期は、平成22年11月1日より平成23年10月25日となっております。一時転用であり採取後は農地に復元することとなっております。農地区分ですが、農振農用地区域内農地であります。3年以内の一時転用であり、復元後は農地として活用するので問題ないと考えております。資力については、残高証明書の添付があるので問題ないと考えます。その他の区分については、ご覧のとおりとなっております。総合意見としては、許可相当としております。

続きまして2件目の案件についてご説明申し上げます。

別記第4号様式 意見書の書式に基づいてご説明申し上げます。

貸主は となっております。借主については、 となっております。土地については、 となっております。転用面積は、17,680㎡となっております。転用目的は砂利採取で、工期は平成22年許可日より平成22年10月26日となっております。一時転用であり採取後は農地に復元することとなっております。農地区分ですが、農振農用地区域内農地であります。3年以内の一時転

用であり、復元後は農地として活用するので問題ないと考えております。資力については、残高証明書の添付があるので問題ないと考えます。その他の項目で、関連する農地法関係手続きですが、以前、との間で賃貸契約を締結しておりましたが、この許可申請提出にあたり、当該契約については、合意解約済みであります。その他の区分については、ご覧のとおりとなっております。総合意見としては、許可相当としておりますが、平成 22 年に完了した採取申請について、工期が大幅に遅れた関係から、許可に付すべき条件欄に「工事完了予定日を延長せざるを得ない状態となった時は、北海道知事並びに農業委員会と協議する」旨の内容を記載したところです。以上よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

議長 これより本件に対する質疑を行います。

全員 ありません。

議長 質問なしと認めます。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

全員 異議なし。

議長 異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり決定されました。

次に議案第 2 号「農地利用集積円滑化事業規程の決定について」を議題といたします。

事務局より内容の説明を求めます。

事務局 ただいま議題となりました議案第 2 号「農地利用集積円滑化事業規程の決定について」ご説明申し上げます。

当該案件については、農業経営基盤強化促進法第 11 条の 9 第 1 項の規定に基づき、農地利用集積円滑化団体である天塩町農業協同組合が農地利用集積円滑化事業を行う際、事業規程を設け、町の承認を受けなければならないこととされておりますが、その際、当該事業規程の中に農地売買等事業に関する事項が定められている場合は、法第 11 条の 9 第 4 項の規定により、あらかじめ、当該事業規程の承認の決定を農業委員会が行わなければならないこととされております。

それでは、農地利用集積円滑化事業規程の内容でございますが、別紙の事業規程をご覧ください。

第 1 章ですが総則となっております、「事業実施の基本方針」、「事業実施地域」、「事業対象農用地」、「事業実施の調整」、「事業実施計画」に関する事項が規定されております。

第 2 章ですが農地所有者代理事業となっております、「事業内容」、「事業実施の原則」、「委任契約の締結」、「農用地等の賃貸借権の設定をする場合の対価」、「農用地等の貸付」、「農地所有者代理事業による農用地等の貸付の相手方」に関する事項が規定されております。

第 3 章ですが農地売買等事業となっております、「事業内容」、「事業実施の原則」、「農用地等の借受」、「農用地等の貸付」、「借賃」、「農用地等の一時的貸付」、

「農用地等の借受の基準」、「農用地等の貸付の相手方」、「管理等」、「未墾地の取得等」に関する事項が規定されております。詳細については、ご覧の資料のとおりとなっております。

以上よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

議長 これより本件に対する質疑を行います。

全員 ありません。

議長 質問なしと認めます。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

全員 異議なし。

議長 異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり決定されました。

以上で本総会に付された案件は全て終了しました。

お諮りします。これにて、本日の会議を閉会いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

全員 異議なし。

議長 異議なしと認めます。

以上をもちまして閉会いたします。

平成22年9月28日

署名委員

( 6 番) 佐 藤 博 幸 ㊟

( 7 番) 奥 山 稔 ㊟